

島原市町内会・自治会の加入促進に関する協定書

島原市（以下、「甲」という。）、島原市町内会・自治会連合会（以下、「乙」という。）、公益社団法人長崎県宅地建物取引業協会島原支部（以下「丙」という。）及び公益社団法人全日本不動産協会長崎県本部（以下、「丁」という。）は、相互に連携及び協力を図り、次に掲げる目的を推進するため、本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地域住民がお互いつながり、ともに支え合い、安心して暮らせる快適なまちづくりの実現のため、市民にとって一番身近な組織である町内会・自治会への加入促進に関して、甲、乙、丙及び丁が相互に連携・協力し、地域コミュニティの活性化と住みよい地域を形成することを目的とする。

（協定の内容）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達するため、次の事項について取り組むこととする。

- (1) 甲及び乙は、町内会・自治会加入促進に関するチラシ等、加入促進に関する必要な資材の作成及び提供を行うこと。
- (2) 丙及び丁は、在籍する会員を協力事業者とし、住宅の販売や仲介、賃貸等の新規契約又は継続契約時において、当該住宅の入居世帯に対し、町内会・自治会への加入案内チラシ等の配布を行うこと。

（協定の期間）

第3条 本協定の期間は、協定締結日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれかからも協定を更新しない旨の申し出がないときは、期間満了日の翌日から1年間同一の内容をもって更新し、以後も同様の取り扱いとする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙、丙及び丁が協議して決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年7月29日

甲 島原市上の町537番地
島原市

島原市長

古川隆三郎



乙 島原市有明町湯江甲255番地1
島原市町内会・自治会連合会

会長

菅崎盛叙



丙 長崎市目覚町3番19号 長崎県不動産会館3階
公益社団法人 長崎県宅地建物取引業協会島原支部

支部長

横田寿康



丁 長崎市元船町7番4号
公益社団法人 全日本不動産協会長崎県本部

本部長

田川良智

